

諮問番号：令和3年度諮問第2号

答申番号：令和3年度答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 令和元年12月13日に審査請求人に対して支給された23万6952円の労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）における休業補償給付（以下「本件給付」という。）は、審査請求人が、処分庁から生活保護を受ける前に、仕事に足を痛めて生活できなくなったことにより支給されたものであり、処分庁に返還すべきものではない。本件処分は生活保護の適用を誤ったものであり、納得がいかない。
- 2 生活保護を申請する前に勤めていたA株式会社から社員寮費、社会保険料、水道光熱費、リース代、その他前払金等計6万7996円（以下「寮費等」という。）を請求され、それを生活保護費から支払ったのに本件処分をされるのはおかしい。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論
本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。
- 2 審理員意見書の理由
 - (1) 法の規定等
 - ア 法の規定
 - (ア) 法第4条第1項は、保護（法第2条の規定による保護をいう。以下同じ。）は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
 - (イ) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできな

い不足分を補う程度において行う」と規定している。また、同条第2項は、同条第1項の基準は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。

(ウ) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

(エ) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している（なお、広島市では、同項の規定による費用徴収の決定に関する事務は、市長から福祉事務所長に委任されている（広島市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和29年広島市規則第57号）第5条第2項第1号）。）。

イ 国の通知

生活保護行政の運営は、従前より、国（厚生労働省）が示してきた通知（「生活保護法による保護の実施要領について」昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。）等。以下総称して「国の通知」という。）により取り扱われてきたところ、国の通知のうち、本件に係る定めは次のとおりである。

(ア) 収入認定について

被保護者の収入のうち生活保護制度において収入として認定するものは次に掲げるとおりである（次官通知第8の3(1)ア～エ及び(2)ア～エ）。

a 就労に伴う収入

(a)～(d) (略)

b 就労に伴う収入以外の収入

(a) 恩給、年金等の収入

(b) 仕送り、贈与等による収入

(c) 財産収入

(d) その他の収入

このうち、前記b(a)の「恩給、年金等の収入」は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）のことである（①災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額、②心身障害児（者）、老人等社会生活を営む上で

特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者1人につき8000円以内の額（月額）及び③独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金は除く。）。そして、収入認定においては実際の受給額を認定することとなる（次官通知第8の3(2)ア(ア)並びに(3)オ、ケ及びコ）。

なお、「恩給、年金等の収入」を得るために必要な経費（交通費等）がある場合には、その実際の必要額を控除額として認定することとなる（次官通知第8の3(2)ア(イ)）。

- (イ) 法第78条の趣旨（「生活保護行政を適正に運営するための手引について」平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（以下「適正運営手引」という。）IV4(1)）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は刑法（明治40年法律第45号）該当条文（詐欺等）又は法第85条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費又は就労自立給付金を返還させるよう法第78条が規定されている。

注）「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔^{もう}することよりも意味が広い。なお、不正な手段には、保護を受けることを直接の目的として自ら身体を傷害した場合や、他人に交付された医療券を譲り受けてこれを悪用して医療扶助を受けた場合等も含むものである。

- (ウ) 法第78条の適用（適正運営手引IV4(2)）

不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行った上で、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えたケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する。会議では、費用返還（法第63条）又は費用徴収（法第78条）の検討を行うとともに、保護の要否判定を行う。

法第78条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。

- ① 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。
- ④ 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書

等の内容が虚偽であることが判明したとき。

(エ) 不正受給額の確定（適正運営手引IV 4(3)）

法第78条に基づく返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費又は就労自立給付金を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに法第78条による徴収額は、不正受給額の全額又は徴収する額にその100分の40を乗じて得た額を加算した額の範囲内で決定するものであって、法第63条のような保護の実施機関が徴収額から自立更生のために充てられる費用を控除する余地はない。

(2) 本件給付の収入認定について

ア 審査請求人は、令和元年6月28日から生活保護が開始されているところ、同年12月13日に本件給付を受給しており、そして、処分庁は、本件処分において、本件給付相当額全額について費用徴収決定を行っていることが認められる。

このことについて、審査請求人は、本件給付は、工作中に足を痛めて生活できなくなったことにより支給されたものであり、処分庁に返還すべきものではなく、処分庁は生活保護の適用を誤っている旨主張している（前記第2の1）。つまり、審査請求人は、本件給付は法において収入として認定される性質のものではない旨主張しているものと解される。

このため、本件給付が法において（生活保護制度において）収入として認定されるべきものか否かについて以下で検討する。

イ そもそも、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない。

したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される（札幌地裁平成20年2月4日判決（裁判所WEB）に同旨）。

ウ そして、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしていないのであるから、およそ被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加するものであれば、それは原則として収入認定の対象となるというべきである。

また、法第78条は、保護の制度をその悪用から守ることを目的として、所定の徴収権を付与する趣旨の規定と解されるから、被保護者がその収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴

収の対象となるものと解すべきである。また、勤労収入は、本来、被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきものである（最高裁平成30年12月18日第三小法廷判決（裁判所WEB）に同旨）。

エ この点、労災保険は、「業務上の事由（略）による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由（略）により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与すること」を目的としているところ（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第1条）、労災保険の保険給付のうち休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日に対し支給されるものであり（同法第14条第1項）、業務上の傷病により療養中の労働者の生活保障を目的とした、労働能力の喪失に対する補償の性質を有すると解するのが相当である（東京地裁平成25年（行ウ）第434号平成27年3月23日判決に同旨）。

このことから、労災保険における休業補償給付は、業務上の負傷又は疾病による療養について、生活保障を目的として労働の対価として受けることができたはずの賃金（勤労収入）に相当するものを補償するものであり、それは勤労収入の場合と同様に当該労働者の生活の維持に活用することが想定されているものといえる。これに前記イ及びウにおいて述べたこと、並びに後記(3)において述べるように本件が法第78条第1項の規定を適用する場合に該当することを踏まえると、本件給付は、法第4条第1項の「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項の「その者の金銭又は物品」に該当し、原則としてその全額を収入認定すべきものと解するのが相当である。

オ なお、国の通知によっても、次のとおり本件給付の全額を収入認定することとなる。

労災保険における休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日に応じて支給されることから、臨時的なものではなく、定期的に支給される金銭に該当することとなる。

また、労災保険は政府が管掌していることから（労働者災害補償保険法第2条）、公の給付に属するものとなる。

そして、労災保険における休業補償給付は、①災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額、②心身障害児（者）、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者1人につき8000円以内の額（月額）又は③独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金のいずれにも当

たらない。

以上のことから、本件給付は「就労に伴う収入以外の収入」のうち「恩給、年金等の収入」に該当し、被保護者が実際に受給した額が収入認定されることとなる（前記(1)イ(ア)）。

処分庁は、本件給付は「恩給、年金等の収入」に当たるため、受給額の全額が審査請求人の収入として認定される旨主張しているところ、当該主張は国の通知に基づく取扱いと整合しており、前記エも踏まえると、その取扱いに違法又は不当な点は認められない。

なお、収入認定の段階においてであれば、交通費等の必要経費が生じている場合には、その控除が可能となるが（前記(1)イ(ア)のなお書部分）、本件ではそのような事情は見受けられない。

(3) 「不実の申請その他不正な手段」の該当性について

ア 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している。

イ また、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ」（法第4条第1項）、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」であり（法第8条第1項）、「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされており（同条第2項）、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（略）は、すみやかに、（略）その旨を届け出なければならない。」とされている（法第61条）。

ウ すなわち、法は、被保護者に届出義務を課すことにより（法第61条）、法第4条及び第8条の趣旨にかなった保護を実施することを図りつつ、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がある場合には、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収できるとしているのであって（法第78条第1項）、前記ア及びイの規定に照らせば、同項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をするのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれると解するのが相当である（大阪高裁平成26年（行コ）第179号平成29年3月17日判決に同旨）。

エ そこで、前記ウの解釈に照らして、本件が法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」に当たるかどうかについて検討する。

本件において、処分庁の職員（以下「担当職員」という。）は、令和元年7月

1 1日及び令和2年8月5日、審査請求人に対し、不正受給と判断されると正しく申告した場合よりも収入認定される額が多くなり、結果的に不利になる旨や、特に悪質又は長期間にわたる不正受給と判断された場合等には返還額が不正受給額の1.4倍となる場合がある旨を説明した上で、「保護費以外の収入があればどんな収入でも、くわしく、正しく、すみやかに届けてください」と記載され、また、「収入申告が必要な場合には次のような例があります。」として、その例の1つに「労災保険からの給付」が記載されている「生活保護のしおり」（同年6月作成。）（3ページ下から16～15行目及び4ページ2行目）を交付しており、これに対し審査請求人は、『生活保護のしおり』の説明・受領確認書に署名押印をした上で担当職員に提出していることが認められる。

また、これらに加えて、担当職員は、審査請求人に対し、令和元年10月8日に、労災保険から受け取った金銭は全額が審査請求人の収入として認定されることとなることを伝え、労災保険の進捗があればその旨連絡するよう指導することにより本件給付について収入申告の義務があることを伝え、令和2年10月6日には、審査請求人による本件給付の受給が判明したことを伝えた上で、本件給付に関する収入申告を指示するなどし、より具体的に当該収入申告の義務があることを伝えたことが認められる。

実際、審査請求人は、令和2年1月23日には、担当職員に対し労災保険の保険給付が収入として認定されるのが制度としておかしい旨を述べており、当該保険給付が収入として認定されること（収入申告が必要なものであることを含む。）を認識している。そして、審査請求人は、同日において、担当職員に対し、令和元年10月から令和2年1月までの間において収入はない旨を記載した収入・無収入申告書を提出していることから、労災保険の保険給付が収入として認定されること（収入申告が必要であること）を認識した上で、当該期間において本件給付があったにもかかわらず、その申告を行っていないことが認められる。

加えて、担当職員が、令和2年10月6日に、審査請求人に対し本件給付について収入申告を行うよう指示した際、審査請求人は労災保険の保険給付が収入として認定されることに納得していないことを理由に当該収入申告を行うことを拒否していることが認められる。

また、審査請求人は、令和元年12月1日から令和2年1月31日までの間の保護費（医療費を除く。）として、処分庁から24万4720円（本件給付相当額（23万6952円）が控除されていないもの）を受給したことが認められる。

オ 以上の前記エの事情を前記ウの法第78条第1項の解釈に当てはめた場合、審査請求人は、本件給付について処分庁に対し届け出なければならない義務があることを認識しながら、当該義務に違反し、その届出をしなかったものであり、そのことによって、審査請求人は、本来受給できる保護費の額（本件給付が審査請求人の収入として認定された場合に受給できる保護費の額）を超える額の保護費

を受給したことが認められる。

すなわち、審査請求人は、法第78条第1項の規定する不実の申請その他不正な手段により保護を受けたといえるから、処分庁は、同項の規定により、審査請求人から、本来受給できる額を超えて余分に受給した保護費の額（本件給付相当額）を徴収することができるため、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

カ なお、国の通知によっても、前記ウの裁判例と同様に法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正な手段」には、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」とされており（前記(1)イ(イ))、また、本件は前記エの事情からすると、国の通知において同条を適用する際の具体例の一つである「① 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。」及び「④ 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき。」に該当することとなるため（前記(1)イ(ウ))、同項の規定が適用され、本件給付相当額である23万6952円を審査請求人に対し費用徴収決定することとなる。

この点、処分庁は、審査請求人が、処分庁の再三にわたる指導にも応じず、不実の申請（収入の未申告）により保護を受けたものとして、本件処分を行ったものである旨主張しており、当該主張は国の通知に基づく取扱いと整合している。

加えて、本件処分に係るケース診断会議では、処分庁、広島市〇区役所厚生部生活課の課長及び課長補佐等とその構成員とした上で協議・検討がなされており、本件処分は適正運営手引のIV4(2)に示された手続にのっとり適正な手続を経ている。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張（前記第2）のうち、同1の主張については前記(2)及び(3)において述べたとおりであり、前記第2の2の主張については次のとおりである。

ア 審査請求人は、寮費等については本件処分により決定した費用徴収の額から控除されるべきである旨主張しているものと解される。

イ しかしながら、判例（前記(2)ウの最高裁平成30年12月18日第三小法廷判決）では、基礎控除についてはあるものの、次のように判示されている。

保護は、保護受給世帯における収入、支出その他生計の状況についての適正な届出を踏まえて実施されるべきものであるから、そのような届出をせず、不正に保護を受けた場合にまで基礎控除の額に相当する額を被保護者に保持させるべきものとはいえず、これを法第78条に基づく徴収の対象とすることが同条の趣旨（保護の制度をその悪用から守ることを目的として、所定の徴収権を付与する趣旨）に照らし許されないものではない。

ウ 基礎控除は、「就労に伴う収入」について収入認定をする際に、当該収入の額に応じて勤労に伴う必要経費として収入から控除されるものであり、国の通知に

において認められているものである（次官通知第8の3(4)）。

この点、「恩給、年金等の収入」について収入認定する際には、国の通知において、必要な経費（交通費等）が控除できる旨の記載は認められるものの（次官通知第8の3(2)ア(i)）、審査請求人の主張する寮費等について控除できる旨の記載は見当たらない。また、そもそも寮費等は、本件給付を得るために必要になった経費ではないため、その実質においても収入認定において必要経費等として控除できるものと整理すべき性質のものではない。

エ このため、審査請求人の主張する寮費等の控除については、そもそも収入認定において控除できるものではなく、法第78条の適用においても同様に控除されるべき性質のものとは考えられない。また、仮に収入認定において控除できるという見解があり得るとしても、前記イの判例が、国の通知で収入認定において控除することが明記されている基礎控除についてであっても、同条の適用において、同条の趣旨から当該基礎控除の額相当額を徴収の対象とすることが許されないものではないとしていることからして、寮費等についても同条の趣旨は妥当することとなり、寮費等相当額を徴収の対象とすることが許されないものではないと解するのが相当である。

よって、本件処分において寮費等を控除しないことに違法又は不当な点は認められない。

オ なお、国の通知によっても、法第78条による徴収額は、不正受給額の全額又は徴収する額にその100分の40を乗じて得た額を加算した額の範囲内で決定するものとされているため（適正運営手引IV4(3)）、本件給付相当額である23万6952円を審査請求人に対し費用徴収決定することとなり、本件処分は国の通知に基づく取扱いと整合している。

(5) まとめ

以上の次第であり、本件処分は、法第78条第1項の規定に基づき適法に行われたものであるから、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和3年 9月17日 審査庁から諮問書を受領

令和3年10月18日 第1回合議体会議 調査審議

令和3年12月 6日 第2回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件給付の収入認定について

- (1) 審査請求人は、令和元年12月13日に本件給付を受給し、処分庁は、令和2年12月2日に本件給付相当額全額について本件処分を行っていることが認められる。
このことについて、審査請求人は、本件給付は法において収入認定される性質のものではない旨を主張しているため、処分庁が本件給付を収入認定したことについて検討する。
- (2) 法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含み（前掲札幌地裁平成20年2月4日判決に同旨）、法は、特に限定していないのであるから、およそ被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加するものであれば、それは原則として収入認定の対象となるというべきである。
- (3) そして、判例（前掲最高裁平成30年12月18日第三小法廷判決参照）では、法第78条は、被保護者がその収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴収の対象となるものと解すべきであるとされており、また、勤労収入は、本来、被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきものであるとされている。
- (4) この点、労災保険における休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日に対し支給されるものであり（労働者災害補償保険法第14条第1項）、業務上の傷病により療養中の労働者の生活保障を目的とした、労働能力の喪失に対する補償の性質を有すると解するのが相当である（前掲東京地裁平成25年（行ウ）第434号平成27年3月23日判決に同旨）。
このことから、労災保険における休業補償給付は、勤労収入と同様に当該労働者の生活の維持に活用することが想定されており、前記(2)及び(3)において述べ、並びに後記2において述べるように本件が法第78条第1項の規定を適用する場合に該当することを踏まえると、本件給付は、原則としてその全額を収入認定すべきものと解するのが相当である。
- (5) また、労災保険における休業補償給付は、前記(4)のとおり、賃金を受けない日に応じて支給されることから定期的に支給される金銭に該当し、政府が管掌する保険（労働者災害補償保険法第2条）として公の給付に属するものであること等から、本件給付は、国の通知によっても、「就労に伴う収入以外の収入」のうち「恩給、年金等の収入」に該当し（次官通知第8の3(2)ア(ア)）、被保護者が実際に受給した額が収入認定され、その他控除が可能となるような事情は見受けられないことは審理員意見書のとおりである。
- (6) 以上のとおり、処分庁が本件給付を収入認定したことについて、違法又は不当な点はない。

2 「不実の申請その他不正な手段」の該当性について

- (1) 法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をするのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれる（前掲大阪高裁平成26年（行コ）第179号平成29年3月17日判決に同旨）。
- (2) この点、審査請求人は、処分庁から、本件給付が届出義務の対象となる収入に該当することを認識するに足りる説明を受けていたにもかかわらず、処分庁に対し、令和元年10月から令和2年1月までの間において収入はない旨を記載した収入・無収入申告書を提出している。加えて、処分庁が、令和2年10月6日に、審査請求人に対し本件給付について収入申告を行うよう指示した際、審査請求人は労災保険の保険給付が収入として認定されることに納得していないことを理由に当該収入申告を行うことを拒否している。

このように、審査請求人は、本件給付について処分庁に対し届け出なければならぬ義務があること等を認識しながら、その届出をしなかったものであり、審査請求人は、本来受給できる保護費の額を超える額の保護費を受給したことが認められる。

- (3) したがって、審査請求人は、法第78条第1項に規定する不実の申請その他不正な手段により保護を受けたといえるから、処分庁は、同項の規定により、本来受給できる額を超えて余分に受給した保護費の額（本件給付相当額）を徴収することができる。

3 その他の審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、寮費等について本件処分により決定した費用徴収の額から控除されるべきである旨主張しているものと解される。
- (2) そもそも寮費等は、本件給付を得るために必要になった経費ではなく、その実質においても、必要経費として控除すべき性質のものではない。また、国の通知においても、「恩給、年金等の収入」について収入認定する際に、収入を得るために必要な経費（交通費等）を控除できる旨の記載は認められるものの（次官通知第8の3(2)ア(i))、寮費等が控除できる旨の記載は見当たらない。
- (3) したがって、寮費等は、収入認定において控除できるものではなく、法第78条の適用においても同様に控除されるべき性質のものではないから、本件処分において寮費等を控除しないことに違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上の次第であるから、本件処分に違法性・不当性は認められない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 福永 実、 委員 木村 文子